改正

昭和33年6月13日規則第32号 昭和39年4月24日規則第85号 昭和46年4月27日規則第31号 昭和47年4月1日規則第29号 昭和48年3月2日規則第5号 昭和48年8月24日規則第46号 昭和53年4月18日規則第24号 昭和53年10月24日規則第64号 昭和53年12月12日規則第72号 昭和56年4月1日規則第23号 昭和61年3月31日規則第19号 昭和63年3月31日規則第25号 平成2年3月2日規則第4号 平成6年3月22日規則第10号 平成8年11月1日規則第64号 平成12年3月24日規則第29号 平成12年10月10日規則第90号の2 平成14年3月27日規則第21号 平成18年3月31日規則第20号 平成19年3月30日規則第26号 平成20年7月25日規則第28号 平成21年3月24日規則第10号

平成24年1月27日規則第3号

平成25年11月1日規則第53号

平成26年11月4日規則第41号

平成28年3月22日規則第12号

平成28年5月10日規則第39号

平成29年3月21日規則第8号

平成30年3月30日規則第8号

〔長崎県児童保護育成条例施行規則〕をここに公布する。

長崎県少年保護育成条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県少年保護育成条例(昭和53年長崎県条例第17号。以下「条例」という。)の施 行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の公示)

- 第2条 条例第3条第1項(有害興行の指定)、第4条第1項(有害図書類の指定)又は第6条第1項(有害がん具類の指定)に規定する指示の公示は、様式第1号その1、その2又はその3によるものとする。 (興行者の掲示)
- 第3条 条例第3条第3項(興行者の掲示義務)に規定する標識は、様式第2号によるものとする。 (有害図書類とする書籍等の写真等の内容)
- 第4条 条例第4条第3項第1号に規定する写真若しくは絵又は同項第2号に規定する場面の内容は、次の 各号のいずれかに掲げるものとする。
 - (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で、次に掲げるもののいずれかを被写体とした写真若しくは描写した絵又は描写した場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)
 - ア 大腿(たい)部を開いた姿態
 - イ 陰部、臀(でん)部又は胸部を誇示した姿態
 - ウ 自慰の姿態

- エ 愛撫(ぶ)の姿態
- オ排泄(せつ)の姿態
- カ 緊縛の姿態
- (2) 性交又はこれに類する性行為で、次に掲げるもののいずれかを被写体とした写真若しくは描写した絵又は描写した場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)
 - ア 男女の性交又は性交を連想させる行為
 - イ 強制性交等その他の凌辱行為
 - ウ 同性間の性行為
 - エ 変態性欲に基づく性行為

(審査団体等)

- 第4条の2 条例第4条第3項第3号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる団体とする。
 - (1) 一般社団法人日本コンテンツ審査センター
 - (2) 一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構
 - (3) 特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構
- 2 条例第4条第3項第3号に規定する規則に定めるところにより、少年の健全な育成を阻害するおそれが あるものは、前項に掲げる団体が、18歳未満の者に対して販売、貸付け等を禁止した図書類とする。

(有害図書類の陳列場所の掲示)

第5条 条例第4条第7項 (販売業者等の掲示義務) に規定する標識は、有害図書類を少年に販売し、若しくは貸し付け、又は閲覧させ、若しくは視聴させることができない旨を、容易に判読することができる 大きさの文字で記載したものとする。

(改善勧告)

第5条の2 条例第4条第8項の規定による勧告は、様式第3号その1により、条例第4条の3第4項の規定による勧告は、様式第3号その2によるものとする。

(フィルタリングサービスを利用しない理由等)

第5条の3 条例第4条の3第1項に規定する規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 当該少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該少年の業務に著しい支障を生ずること。
- (2) 当該少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、フィルタリングサービスを利用することで当該少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
- (3) 保護者が当該少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握する等により、当該少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。
- 2 条例第4条の3第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 申出年月日
 - (2) 保護者の住所、氏名及び電話番号
 - (3) フィルタリングサービスを利用しない携帯電話端末等の番号

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項)

- 第5条の4 条例第4条の3第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) インターネットを不適切に利用することにより、少年が違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること。
 - (2) 保護者がインターネットの利用状況に関する事項を閲覧することを可能にする役務その他の少年 がインターネット上の有害情報を閲覧することがないよう保護者が適切に監督するために有益な役務 であって当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供することが可能なものの内容
 - (3) 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合には、条例第4条の3第1項 に規定する書面を提出する必要があること。

(改善勧告等の準用)

第6条 前3条の規定は、条例第4条の3第8項の規定により同条第1項、第2項及び第4項の規定を準用する場合に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる条項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条の3第1項第1号及	フィルタリングサービスを利用す	フィルタリング有効化措置を講ず
び第2号	る	る

第5条の3第1項第3号	携帯電話インターネット接続役務	特定携帯電話端末等に係る携帯電
		話インターネット接続役務
第5条の3第2項第3号及	フィルタリングサービスを利用し	フィルタリング有効化措置を講ず
び第5条の4第3号	ない	ることを希望しない
第5条の3第2項第3号	携帯電話端末等	特定携帯電話端末等
第5条の4第2号	携帯電話インターネット接続役務	携帯電話インターネット接続役務
	提供事業者	提供事業者等

(措置命令の様式)

第7条 条例第5条第1項(広告物に対する措置命令)及び条例第10条第5項(自動販売機又は自動貸出機 (以下「自動販売機等」という。)による販売等の制限)に規定する措置命令は、様式第4号によるも のとする。

(有害がん具類とする器具等の内容)

- 第8条 条例第6条第3項に規定する有害がん具類は、性に関する器具、がん具その他の物品で、次の各号のいずれかに掲げるものとする。
 - (1) 性的興味をそそるため、性行為又は性器を題材として製作された物品
 - (2) 性行為を促進し、又は助長する器具(使用方法によっては、専ら性行為を促進し、又は助長する ために使用することができるものを含む。)

(特定薬品等)

- 第9条 条例第7条第1項に規定する特定薬品等は、次に掲げるものとする。
 - (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第 50条第11号の規定により厚生労働大臣が指定した医薬品。ただし、同法第44条第2項に規定する劇薬 及び同法第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品を除く。
 - (2) 有機溶剤(労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第6の2に掲げる有機溶剤をいう。 以下同じ。)又は有機溶剤の含有物

(自動販売機等の届出等)

- 第10条 条例第8条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとし、同項の届出は、次項に掲げる書類を添付して様式第5号その1により行うものとする。
 - (1) 自動販売機等を設置する者の住所、氏名及び電話番号(法人にあっては、主たる事務所所在地、 名称、代表者氏名及び電話番号)
 - (2) 自動販売機等により販売又は貸付け(以下「販売等」という。)を行う物品の種類
 - (3) 自動販売機等を設置する年月日
 - (4) 自動販売機等による販売等を開始しようとする年月日
- 2 前項に規定する届出に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 自動販売機等の設置場所付近の見取図
 - (2) 自動販売機等管理責任者の住民票の写し
 - (3) 自動販売機等の設置場所の土地又は建物が他人の所有又は管理に係るときは、その設置を承諾することを証明する書面
- 3 条例第8条第4項(業者のちょう付義務)に規定する届出済証は様式第5号その2によるものとし、表示票は様式第5号その3によるものとする。
- 4 条例第8条第5項(届出事項の変更等の届出義務)に規定する届出は、変更の場合にあっては様式第5号その4によるものとし、廃止の場合にあっては様式第5号その5によるものとする。

(深夜営業の指定等)

- 第11条 条例第14条第1項に規定する営業は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。
 - (1) 硬貨、メダル、カード等を使用することにより作動する遊技機(風俗営業等の規制及び業務の適 正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第5号に規定する国家公安委員会規則で定 めるものを除く。)を設置して客に遊技させるもの
 - (2) 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させるもの
 - (3) 設備を設けて客に水泳、スケート、卓球、庭球、野球の練習、ゴルフの練習、玉突き、ボウリン グ、アーチェリー等を行わせるもの
 - (4) 客にインターネットを利用することができる通信端末機器等を使用させ、又は図書類を閲覧させ、

若しくは視聴させるもの

2 条例第14条第2項(深夜における興行者等の掲示義務)に規定する標識は様式第6号によるものとし、 その掲示は深夜にわたる興行又は営業が行われる日の午後5時から当該興行又は営業の終了するまでの 間とする。

(立入調査を行う関係公務員及び証票の様式)

- 第12条 条例第21条第1項に規定する関係公務員は、次に掲げる者のうちから知事が指定する。
 - (1) こども未来課の職員
 - (2) 福祉事務所の職員
 - (3) 児童相談所の職員
 - (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第76条の3第1項に規定する薬事監視員
 - (5) 警察職員
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める者
- 2 条例第21条第3項に規定する証票は、様式第7号によるものとする。
- 3 関係公務員は、証票を紛失し、又は毀損したときは、速やかに知事に届け出なければならない。
- 4 関係公務員が第1項に規定する身分を失ったときは、速やかにその証票を返還しなければならない。 (審議会の組織)
- 第13条 条例第18条の規定による長崎県少年保護育成審議会(以下「審議会」という。)は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が命じ、又は委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 長崎県福祉保健審議会の委員
 - (3) 関係業界を代表する者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 公募に応じた者

- 3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 関係行政機関の職員である委員の任期は、その職にある期間とする。

(審議会の委員長)

- 第14条 審議会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、審議会の会務を総理する。
- 3 審議会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

(幹事及び書記)

第15条 審議会に、幹事及び書記を置く。

- 2 幹事及び書記は、関係行政機関の職員のうちから知事が命じ、又は委嘱する。
- 3 幹事は、委員の職務を補佐する。
- 4 書記は、審議会の庶務に従事する。

(会議)

- 第16条 審議会は、必要に応じ、そのつど委員長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 (部会)
- 第16条の2 審議会に、専門的事項を処理するため部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 審議会は、あらかじめその議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。 この場合において、部会長は、次に行われる審議会で審議の結果を報告するものとする。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、

「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委員長への委任)

第17条 この規則に定めがあるもののほか、審議会の議事の手続その他運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、長崎県児童保護育成条例施行の日から施行する。

附 則 (昭和33年規則第32号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和32年12月25日から適用する。

附 則 (昭和39年規則第85号)

この規則は、長崎県児童保護育成条例の一部を改正する条例施行の日から施行する。

附 則 (昭和46年規則第31号)

この規則は、長崎県児童保護育成条例の一部を改正する条例(昭和46年長崎県条例第28号)施行の日から施行する。

附 則 (昭和47年規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年規則第24号)

この規則は、長崎県少年保護育成条例(昭和53年長崎県条例第17号)施行の日から施行する。

附 則(昭和53年規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年規則第23号)

この規則は、長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例(昭和56年長崎県条例第14号)の施行の日から施行する。

附 則 (昭和61年規則第19号)

この規則は、長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例(昭和61年長崎県条例第20号)の施行の日から施行する。

附 則 (昭和63年規則第25号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成2年規則第4号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第10条第1項の規定は、この規則の施行の日の午後11時以降の営業から適用し、 同時刻前の営業については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年規則第10号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年規則第29号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年規則第90号の2)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成14年規則第21号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第20号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第26号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年規則第10号)

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月27日規則第3号)

この規則は、平成24年3月1日から施行する。

附 則(平成25年11月1日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年11月4日規則第41号)

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

附 則(平成28年3月22日規則第12号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年5月10日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項第1号の改正規定は、平成28年6月23日から施行する。

附 則 (平成29年3月21日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第8号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号その1 (第2条関係)

長崎県告示第 号

長崎県少年保護育成条例(昭和 53 年長崎県条例第 17 号)第 3 条第 1 項の規定により、有害興行として、次のように指定する。

年 月 日

長崎県知事 氏 名

種 別	題名	製作(配給)会社名等	指定理由

様式第1号その2 (第2条関係)

長崎県告示第 号

長崎県少年保護育成条例(昭和53年長崎県条例第17号)第4条第1項の規定により、有害図書類として、次のように指定する。

年 月 日

長崎県知事 氏 名

図書

	•			
種 別	書	名	発 行 所 名 等	指 定 理 由

※ 上記の外、長崎県少年保護育成条例第4条第3項第1号に規定する「書籍又は雑誌で、全裸、半裸若しくは これらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれらに類する性行為(以下「卑わいな姿態等」という。) を被写体とした写真又は描写した絵で、規則で定める内容を有するものを掲載する紙面(表紙を含む。)のページ数が、当該書籍又は雑誌の総ページ数の3分の1以上を占めるもの」に該当するものは、有害図書類である。

その他の図書類

種 類	題名(タイトル)	番号	製作会社名等	指 定 理 由

※ 上記の外、長崎県少年保護育成条例第4条第3項第2号に規定する「映画フィルム、ビデオテープ、磁気ディスク又は光ディスクで、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定める内容を有するものの描写の時間が合わせて3分を超えるもの」又は同3号に規定する「図書類の製作又は販売を行う者の組織する団体で規則で定めるものが審査し、少年の閲覧又は視聴を不適当とした図書類で、規則で定めるところにより、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの」に該当するものは、有害図書類である。

様式第1号その3 (第2条関係)

長崎県告示第 号

長崎県少年保護育成条例(昭和53年長崎県条例第17号)第6条第1項の規定により、有害がん具類として、次のように指定する。

年 月 日

長崎県知事 氏 名

種 別	名	称	形態、構造又は機能	指 定 理 由

※ 上記の外、長崎県少年保護育成条例第6条第3項に規定する「わいせつがん具類で、性的興味をそそるため、 性行為又は性器を題材として製作されたものその他の規則で定めるもの」に該当するものは、有害がん具類で ある。

様式第2号(第3条関係)

	40 センチメートル	
 十八歳未満の方の入場をお断りいたします。	条例により、少年の観覧禁止の指定を受けましたから、	上演中ただ今の「」は、長崎県少年保護育成ただ今の「」」は、長崎県少年保護育成上映中

- (注) 1 容易に判読できる大きさの文字で記載すること。
 - 2 掲示する場所により、この様式により難い場合は、サイズを変更して掲示することができる。ただし、その場合、10 センチメートル以上×25 センチメートル以上の大きさとすること。
 - 3 横書きでもよい。

改善勧告書

第 号

住 所 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

長崎県少年保護育成条例第4条第8項の規定により、有害図書類の陳列について、下記のとおり改善されるよう勧告します。

年 月 日

長崎県知事

囙

記

- 1 図書類を販売する場所
- 2 改善すべき事項

◎ 長崎県少年保護育成条例 (抜粋)

第4条第7項 販売業者等は、有害図書類を陳列するときは、当該図書類を他の図書類と区分して、店内の容易に監視でき、かつ、少年の目に触れにくい場所に置き、その場所に規則で定める標識を掲示しなければならない。

第4条第8項 知事は、前項の規定に違反している販売業者等に対し、有害図書類の陳列の場所を変更し、又は規則で定める標識を掲示すべきことを勧告することができる。

改善勧告書

第 号

住 所 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

長崎県少年保護育成条例第4条の3第4項の規定により、携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置 について、下記のとおり改善されるよう勧告します。

年 月 日

長崎県知事

記

- 1 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等 所在地 店舗名
- 2 改善すべき事項

◎ 長崎県少年保護育成条例(抜粋)

第4条の3第2項 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。)は、前項各号に規定する契約(当該契約の内容を変更する契約及び当該契約の更新を内容とする契約については、同項の書面が提出される場合に限る。)の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、少年又はその保護者に対し、法第14条各号に掲げる事項その他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならない。

第4条の3第3項 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、第1項の書面が提出されたときに限り、フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、当該契約が終了する日又は当該役務の提供を受ける少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面若しくはその写し又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚では認識することができない方式で作られた記録をいう。)を保存しなければならない。

第4条の3第4項 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前2項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(注)長崎県少年保護育成条例施行規則第6条の規定により同規則第5条の2の規定を準用する場合にあっては、「第4条の3第4項の規定」とあるのは、「第4条の3第8項の規定により準用する同条第4項の規定」と、「携帯電話端末等」とし、長崎県少年保護育成条例(抜粋)に次のように加える。

第4条の3第8項 前各号の規定は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が特定携帯電話端末等(法第16条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。)を販売するときに、保護者が次に掲げる場合において、同条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置(同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。)を講ずることを希望しない旨の申出をする場合に準用する。

- (1) 少年が特定携帯電話端末等に係る携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約を締結する場合
- (2) 少年を特定携帯電話端末等の使用者とする携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約を保護者が 締結する場合

措置命令書

第号

住 所 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

長崎県少年保護育成条例第 条の規定により、下記の措置をとることを命ずる。

年 月 日

長崎県知事 氏 名 印

記

- 1 措置をとる物件の名称
- 2 措置をとる物件の所在
- 3 措置をとる内容
- 4 措置をとる期限
- 5 理 由
- 1 この処分に対して不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合には、 当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告と して(訴訟において県を代表する者は知事となります。)提起することができます(なお、この処分 があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算し て1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第5号その1 (第10条関係)

自動販売機等設置届出書

年 月 日

長崎県知事

様

住所 (法人にあっては、主たる事務所所在地)

自動販売機等による販売等 を業とする者(届出者)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)

印

電話番号

次のとおり自動販売機等を設置しますので、長崎県少年保護育成条例第8条第1項の規定 により届け出ます。

種別	□自動販売機 □自動貸出機
自動販売機等	住 所(法人にあっては、主たる事務所所在地)
を 設 置 す る 者	氏 名(法人にあっては、名称及び代表者氏名)
	電話番号
自動販売機等管理責任者	住 所 氏 名 電話番号
自動販売機等の設置場所	
自動販売機等により販売	
等を行う物品の種類 自動販売機等の	
設置予定年月日	年 月 日
販売等開始予定年 月 日	年 月 日

- 備考 1 種別は届け出る機械に応じてレの印をつけること。
 - 2 自動販売機等管理責任者の住民票の写し1通を添付すること。
 - 3 自動販売機等の設置場所の土地又は建物が他人の所有又は管理に係るときは、その設置を承 諾することを証明する書面 1 通を添付すること。
 - 4 黒のインク又は黒のボールペンで記入すること。

自動販売機等の設置場所付近の見取図



様式第5号その3 (第10条関係)

		15 t	セン	チメートル
	(長崎県少年	表 保護育成彡		示 票 第8条第4項の規定による。)
10 セ	自動販売機等による	住	所	(法人にあっては、主たる事務所所在地)
ンチ・	販売等を業とする者			(法人にあっては、名称及び代表者氏名)
メ		電話番	:号	
۲ ا	自動販売機等による	住	所	(法人にあっては、主たる事務所所在地)
ル	設置した者	氏	名	(法人にあっては、名称及び代表者氏名)
į		電話番	号	
	自動販売機等	住	所	
	管 理 責 任 者	氏	名	
į		電話番	号	

自動販売機等届出事項変更届

年 月 日

長崎県知事

様

住所(法人にあっては、主たる事務所所在地)

自動販売機等による販売等 を業とする者(届出者)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)

囙

電話番号

次のとおり自動販売機等について届出事項の変更をしたので、長崎県少年保護育成条例第 8条第5項の規定により届け出ます。

	種			別		□自動販売機	□自動賃	学出機		
自の	動 届	販出	売済	機 番	等号		第		号	
変	<u></u>	Ę	事		項					
変り	更内	容	変	更	後					
			変	更	前					
変	更	年	Ξ,	月	日	年	月	日		

- 備考 1 種別は届け出る機械に応じてレの印をつけること。
 - 2 変更事項が自動販売機等管理責任者の変更であるときは、新任者の住民票の写し1通を添付すること。
 - 3 自動販売機等の設置場所の変更の場合において、変更後の設置場所の土地又は建物が他人の 所有又は管理に係るときは、その設置を承諾することを証明する書面1通を添付すること。
 - 4 黒のインク又は黒のボールペンで記入すること。

自動販売機等の設置場所付近の見取図

自動販売機等使用廃止届

年 月 日

長崎県知事

様

住所 (法人にあっては、主たる事務所所在地)

自動販売機等による販売等 を業とする者(届出者)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)

印

電話番号

次のとおり自動販売機等の使用を廃止したので、長崎県少年保護育成条例第8条第5項の 規定により届け出ます。

種別	□自動販売機 □自動貸出機
自動販売機等の届出済番号	第 号
自動販売機等を	住 所(法人にあっては、主たる事務所所在地)
設置していた者	氏 名(法人にあっては、名称及び代表者氏名)
	電話番号
	住所
自動販売機等管理責任者	氏 名
	電話番号
自動販売機等の設置場所	
廃 止 年 月 日	年 月 日

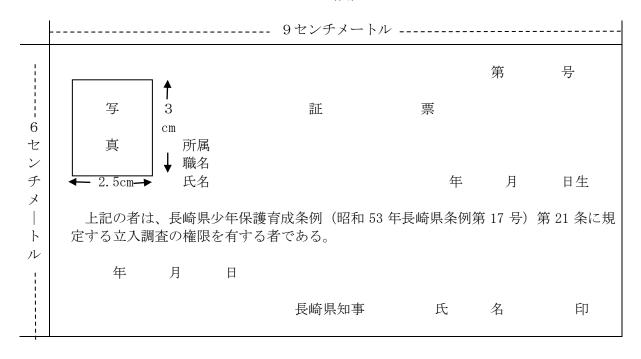
備考 1 種別は届け出る機械に応じてレの印をつけること。

2 黒のインク又は黒のボールペンで記入すること。

 	40 センチメートル	
 をお断りいたします。	翌日の午前四時までの間は、十八歳未満の方の入場	長崎県少年保護育成条例により、午後十一時から

- (注) 1 容易に判読できる大きさの文字で記載すること。
 - 2 掲示する場所により、この様式により難い場合は、サイズを変更して掲示することができる。ただし、その場合、10 センチメートル以上×25 センチメートル以上の大きさとすること。
 - 3 横書きでもよい。

(表)



(裏)

----- 9センチメートル -------長崎県少年保護育成条例抜すい (立入調査) 6 第21条 知事は、第3条、第4条、第4条の3、第5条、第6条、第7条、第8条、 セ 第10条、第11条、第14条、第16条又は第17条の規定を実施するため必要がある ときは、関係公務員に、営業時間中興行場その他の営業所内に立入調査させ、又は関 チ 係者から資料の提出を求めさせ、若しくは関係者に対して質問させることができる。 メ 2 前項の規定による立入調査は、必要の最小限度において行うべきであって、関係 者の正常な業務を妨げるようなことがあってはならない。 3 関係公務員は、第1項の規定による立入調査を行う場合には、その身分を示す証票 1 を携帯し、関係者に提示しなければならない。 ル 注意 1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 この証票を適法に所持できなくなったときは、速やかに返還しなければならない。